

近世京都における寺檀関係の一考察

——居住地の移動と寺替えを中心に——

林 宏 俊

はじめに

近世仏教史研究は、辻善之助氏のいわゆる「近世仏教墮落」論をめぐって進展してきた¹。辻氏は近世仏教が形式化した時代であると規定し、これが「墮落」をもたらしたというのである。この「墮落」論の中核をなすものの一つが、寺檀制度・寺檀関係である。

その後の研究においては、藤井學氏が、権力による寺院の統制政策である本末制度と、寺院による民衆統制政策である寺檀制度を重層的に捉え、近世寺檀関係は、キリシタン禁制のための宗門改めの方法として採用された寺請にあり、必ず檀那寺を持たねばならなかったことにより成立したと「墮落」論を発展的に継承した²。

一方で、竹田聰洲氏は、民衆からの祖先祭祀の要求が高まり、寺檀関係が成立していったのであり、権力による寺檀制度は、民衆からの要求を強力に後押ししたに過ぎないと批判的に継承した³。また、既成の葬式仏教はしだいに信仰を失い、祈祷型宗教が信仰を集めるようになったというシエーマが提唱されたり⁴、「墮落」した近世仏教の中でも、真宗のみは、祈祷型宗教ではないものの、民衆の信仰を集めていたという成果をあげている⁵。

近世史研究において地域の社会構造の解明をめざす社会論の進展とともに、地域社会における宗教が果たした諸機能を「宗教的社会関係」として分析する視角からの研究がみられるようになった⁶。また、従来の身分制にとらわれない身分的周縁論の研究と相俟って、「民間に生きた」宗教

者や組織の存在形態・意義が明らかになってきている。⁷
このように、近世仏教史研究は多様化の様相を見せ、「墮落」論を支持するもの、それを克服しようとするもの、また「墮落」論自体を問わないものなど、様々な立場から行われてるのが現在の状況である。

近世社会において、宗判寺檀関係（以下、寺檀関係という）なしに生活することは不可能であり、これこそが近世社会の特質の一つといえる。これまで寺檀関係は、主に成立をめぐって研究されており、展開過程である近世後期にあつては、民衆の信仰の側面は重視されず、制度的・経済的側面が重視されている。つまり、それは権力による個別人身支配と身分制社会の維持、また寺院側が本末関係を維持する根幹となるものとして寺檀関係を利用し、また民衆も基本的にはこれを受け入れていたというのである。

寺檀関係は近世仏教史研究の重要テーマであるにもかかわらず、政策レベルの寺檀制度・寺請制度と、実態レベルの寺檀関係の、主として成立・変容に関する相互関係、また幕藩権力が、寺檀制度・寺請制度に対し、キリシタン禁制や宗門帳作成時などの宗判機能以外に、より広範な意味での宗教統制や、さらには宗教の側面に留まらない支配の

方策としていかなる意味を持たせたのか、あるいは持たせなかったのか、といった点などが具体的に研究されているとはいえない状況であるという。また、これまでの研究では、寺檀関係は村落社会を中心に進められてきたが、共同体との関係において、都市における寺檀関係と村落におけるそれでは、異なる様相が見られることも、すでに指摘されている。¹⁰

そこで小稿は、近世後期の京都における寺檀関係について、次のような分析視角から考察する。まず、寺檀関係の政策的側面について町触を概観したうえで、実際にキリシタンが出現した際に、寺檀関係がどのように機能するのかを検討する。そして、次に都市において特徴的にみられる居住地の「移動」という行為を通して、寺檀関係の実態的側面を考察する。京都への居住地移動において、民衆は新たな寺檀関係の構築を余儀なくされていた。それらを分析することで、民衆や寺院の寺檀関係観についても言及してみたい。

I 寺檀關係の政策的側面

1 町触からみる寺檀關係

幕藩權力は、政策的側面の寺檀制度・寺檀關係（以下、「寺檀關係」という）に対して、どのように認識し、如何なる機能を担わせていたのであろうか。本節では、京都における權力の「寺檀關係」に対する認識・機能について考える。

近世都市京都における諸政策が、町触を通して京都町奉行から民衆に布達されていたことは、ここで改めて指摘するまでもないことである。したがって、町触を分析することにより、京都における政策の認識・機能を考察することは可能であり、「寺檀關係」も例外ではない。

ここで対象とする時期について、あらかじめ言及しておく必要がある。本節では、享保七年（一七二二）から、安政三年（一八五六）までのやや長い期間を対象とする。まず、享保七年の画期について説明すると、京都町奉行は、「享保の国分け」によって、それまでの畿内八カ国支配から四カ国支配に改められ、支配権が縮小された。¹¹ この支配権の縮小は、一方で民政の強化をもたらし、それは「寺檀關係」も例外ではなかったという。¹² つぎに、安政三年の画

期について説明すると、度重なる外圧と高まる尊王論の中で、京都はそれまでの非政治都市から、政治的に重要な都市へと転換を遂げることになった。この転換について、井上勲氏は、京都守護職が設置された文久二年（一八六二）以降とされ、原田伴彦氏や鎌田道隆氏は、幕府が朝廷に対して日米通商修好条約の勅許を求めた安政三年頃とされている。¹⁴ 安政年間の後半には、京都に多数の武士が在洛しており、ここでは安政三年を画期としたい。

さて、京都において權力から民衆に対して布達された町触を検討していくと、「寺檀關係」は宗門帳に関する触と寺請状に関する触にみられる。そこで、宗門帳と寺請状に分けて、検討していくこととする。

(一) 宗門帳

町触において、「寺檀關係」が最も多くみられるのは、宗門人別帳の提出に関する触である。前述したように享保期の民政強化策の一環として、宗門帳の提出方法が変更されている。この変更は、安政三年に至るまで変わることはなかったもので、ここに確認しておきたい。¹⁵

洛中洛外寺社并町方例年指出候宗門改帳、是迄雜色町

代江取集メ指出候得共、向後役所江直可差出候事

但、其町々年寄五人之内老人并村々庄や年寄之内

老人、右帳面可致持参候

右之通可相心得候、例年九月中を限可差出候、此旨山

城國中へ可触知者也

卯七月 (文帳) 東 (マ)

このように、宗門帳は町々の年寄・五人組によつて、町奉行所へ直接提出されるようになった。また、一般的に幕領において、宗門帳の提出は三月に行われていたが、京都では九月に行われていた。京都では、八月下旬または九月になると、次のような宗門人別帳提出を指示する触が、一通ないし、二通布達されている。

【史料1】¹⁷

宗門帳、去年之通当月中二相認置候様被仰渡候、尤差

上候日限追而可申達候、以上

巳八月 (文帳) 山中与八郎

【史料2】¹⁸

宗門帳、来ル十日朝五時東御役所江持参差上候様被仰

渡候付申廻候、以上

巳九月 山中与八郎

【史料3】¹⁹

宗門帳、例年之通九月朔日五つ時西御役所江相納候様

被仰渡候二付可申通事

子八月 (文帳) 梅村七左衛門

【史料1】と【史料3】を見れば明らかのように、八月の段階で宗門帳の提出日が決定されている場合は一通、決定されていない場合は二通に分けて布達されていたようである。

提出された宗門帳は、町奉行所の証文方において処理されていた。町奉行の江戸在番などの場合を除いて、東西町奉行所が年番で担当していた。しかし、提出先や管理を年番で担当しただけで、実際の作業は当番・非番にかかわらず、東西の証文方与力・同心が共同で処理していたという。京都の町数から考えても、宗門帳の処理は町奉行所にとつて一大事業であつたといえよう。

つぎに宗門帳提出の触の作成主体に注目すると、江戸や京都の幕臣ではなく、町に雇用されて下級事務を担っていた町代であつた。²¹それは、町代の日記に「宗門帳之義、例年之通町々へ可申渡候哉之旨東御証文方塩津又十郎殿へ御伺申上候得者、例年之通可申渡旨被仰渡候二付」とあるよ

うに、町代が証文方与力の指示を一方的に受けて布達したのではなく、先に町代から与力に対して布達の可否を提案した上で町々に布達していた。それがやがて「宗門帳之儀 八月中ニ認置候様例年之通可申廻哉之旨、東証文方江御伺 申上候処、累年不易之儀ニ候得者窺候ニ不及儀旨ニ御座候」と証文方与力への伺いは不要とされるようになったというのである。²⁴ だが、実態はともかくとして、【史料1】などにあるように、触面上は町奉行所の指示として布達していたのである。

このように、宗門帳提出に関して、主体的な働きをみせたのは、町奉行所与力ではなく、町代であった。これは、前述した町代の「番日記」にみられるように、町々への布達伺いに対する認識からも明らかであろう。町奉行所（権力）にとつて、もつとも重要であったのは、宗門帳が町々から提出される、という行為だったのである。

(二) 寺請状

つぎに、町触からみられる寺請状の機能と権力の認識について検討してみたい。京都においては、宗門帳の作成に寺院が直接関与することはなかった。したがって、「寺檀

関係」に寺院が関与するのは寺請状のみである。

宝暦七年（一七五七）、村や町において寺請状の取扱いが粗略になつているとして、町奉行所はつぎのような触を布達している。²⁵

村々町々家持借家屋者ニ至迄、宗門疑敷儀無之旨、寺請状村方町内江取置義ニ候処、近年猥りに相成、檀家より五三年又者拾ヶ年式拾ヶ年余りも其沙汰不及旨相相候、甚不埒ニ候、今般者不及沙汰、以来者前ヶ仕来之通家別急度寺請状取置可申候、若不相用者有之候ハ、其村々庄屋年寄、町々年寄五人与とも急度可申付候

右之通山城国中江可相触者也

（下略）
丑七月

ここで町奉行所は、寺請状が「宗門疑敷」くないことを証明するために、家ごとに取り置くものであるとの認識を示している。

さらに、文政十三年（一八三〇）に、前述の触が時間の経過とともに疎略になつているとして、再度布達しているが、そのなかで「前書触書之趣相守、已來心得違無之村役町役之者共常々無油断心掛ケ、家持借屋人者勿論同居之者

并召仕男女迄も逸し不洩様家別ニ寺請状取置、前々分仕來通敷重ニ可相改候²⁶と述べ、家持・借屋人だけでなく、同居や召仕など奉公人も含むすべての住民のものを取り置くように指示しているのである。

これらは、村や町における寺請状の取扱いの実態を反映していると考えられるが、寺請状が全住民に対して「宗門疑敷」くないこと、つまりキリシタン禁制を維持するため機能を果たしていたことは明らかである。

寺請状が如何なる局面において必要とされていたのであろうか。それは、安永六年（一七七七）の東西本願寺末寺の記載方法をめぐる触の中に見い出すことができる。触面²⁷には、

東西本願寺末寺より門徒共宅替之節寺請状差出、右寺請状ニ有來之通、宗号浄土真宗何寺門徒、又者本願寺宗、或者本願寺門徒、其外一向宗共相認來り候処、仕來り之通相認而者、此節町々ニ而差障りを申立、宅替

ニ茂差支候由相聞候間、（後略）

とある。つまり、門徒共が宅替を行う際に寺請状の提出が必要であったのであるが、宗号が様々な記載をされているので、町々において支障をきたしていたのである。この触

は東西本願寺の末寺の記載についての触であるが、民衆が宅替の際に寺請状が必要であったのは門徒に限ったことではない。

また、翌七年には、記載方法の吟味中にも寺請状は必要とされ、その対処方法が指示される触の中に、「右之外（宅替之節、括弧中は筆者補足、以下同じ）新規借宅、又者家屋敷買得引移候もの者、新ニ寺請状相認可差出²⁸」とあり、「宅替」の他にも「新規借宅」や「家屋敷買得引移」には、新たな寺請状が必要であったことがわかる。

このように、民衆が居住地の移動や家屋敷の買得によって、町と新たな関係を構築する際に、新しく発行された寺請状を提出させて、「宗門疑敷」くない体制を維持していた。寺請状は、「キリシタン禁制」という近世を通して行われた政策を、定期的には、あるいは新規の借屋・家屋敷の売買といった新たな関係を築く際に村や町に提出させて維持するための機能を果たしていたのである。

2 キリシタンの出現と寺檀關係

前節では、「寺檀關係」の内実は宗門帳が奉行所へ提出されることであり、キリシタン禁制を維持するために寺請

状が寺院と民衆との間でやりとりされることであることを明らかにした。それでは、京都においてキリシタンが現実問題として浮上した際、「寺檀関係」がどのような機能を果たしたのであろうか。これについて邪宗門一件を通して考察する。

邪宗門一件は、大塩平八郎の三大功績とされる事件のひとつである。一件は、文政十年（一八二七）正月に摂津国西成郡川崎村の京屋新助母さのが、家主憲法屋与兵衛との間で、加持祈祷とその報酬の金品をめぐる争いが露顕したことは始まり、七月までに関係者が次々と捕縛されて、徹底した吟味が実施された。同年九月から十月に大坂町奉行高井山城守は、吟味書をまとめて幕府へ仕置伺を提出した。以後二年間にわたって、幕府の評定所で評議され、同十二年十二月一日付で大坂城代太田撰津守から大坂町奉行高井山城守へ、首謀者をキリシタンとして処罰する内容の下知状が下され、同月五日に高井から関係者へ仕置が申し渡されて、決着をみたのである。

この一件はこれまで、彼らがいずれもキリシタンであると判断できないとする幸田成友氏・宮城公子氏・山根智代美氏・藤原有和氏に対して、海老沢有道氏は「まったく新

しく形成されたキリスト教的信仰」であるという³¹、検査された者がキリシタンであるか否かの研究や、当時の「普通の生活者から見て異様な存在」であり、「異端的な言説・集団・行動」の集約した表象がキリシタンである³²としたり、キリシタンとは、「その信仰や活動が幕藩制秩序から逸脱」し、「本人がキリシタンであると自覚している」者であるとする³³、キリシタンの概念やイメージについての研究がなされている。だが、管見の限り、寺檀関係の視角からの研究は皆無である。そこで、一件を寺檀関係の視角から検討してみたい。

邪宗門一件の仕置は、一貫して大坂町奉行所の主導で行われた。しかし、京都においても、まったく無関係であったとは考えられない。一件の中心人物の一人である豊田みつきは京都に居住していた。一件の仕置を記した『大坂切支丹一件』には、みつきについて「同所（京都）清水下八坂二住居いたし候女陰陽師豊田みつき稲荷明神下ケ与唱、内実不思議之術を授、追々修行之上、既少々ツ、未然之事相知、病氣之加持出来候³⁴」とある。また、江戸時代末期の世相や社会について記した見聞録である『浮世の有様』にも、みつきが「八坂へ移りとし云。如此繁昌して、せ間に

ては見通しと呼ぶ、やうになりぬる」と崇敬を集め、繁榮していたことが窺い知れるのである。³⁵

そのうえ、吟味の過程において、一件が露顕した時はすでに死亡していたが、彼らが教祖として名前を挙げたのは、水野軍記なる人物であった。軍記は閑院宮家に祐筆として奉公しており、京都に居住していたのである。

しかし、当然のことながら京都は大坂町奉行の管轄下ではない。そこで、一件の検査においては、大塩の書状から京都町奉行与力との連携のもとに行われたとも、大坂町奉行から大坂の四ヶ所長吏を通して、京都非田院支配下の者が動員された³⁷とも推察されている。また、評定所一座による仕置評議書には、みつきが大坂三郷引廻しの上礫にされた後、「此もの（みつき）儀始終京都二罷在、同所二おいて之悪事二付、科書捨札彼地江茂相立候様京都町奉行江可相達³⁸」とあり、京都町奉行の関与も確認できるのである。

さて、一件の仕置評議書である『邪宗門一件書留』のなかに寺院が含まれている。その寺院とは、すでに死亡していた軍記と捕縛された一件の中心人物五人の檀那寺とその組寺である。一件の関係者は京都にも居住していたから、

彼らは当然のことながら京都において寺檀関係を有していたのである。軍記は死亡していたにもかかわらず、軍記の檀那寺である京都五條醒井魚之店下ル町にある本願寺末寺雲晴寺に対して、次のような仕置がなされた。³⁶

大瑞（雲晴寺住持）并組寺之もの共者格別御制禁之切支丹宗門修候を不存罷在候もの共二付、一鉢之取締二茂拘候間、右例（不受不施派一件）の重く、大瑞者伺之通退院、組寺者五十日逼塞可申付旨被渡可然哉二奉存候

評定所一座は、寛政四年（一七九二）上総国でキリシタと同じく禁制であった不受不施派が露顕した際に、檀那寺住持を「宗旨請合候詮無之」として、五十日逼塞を申付けた例を参考に、檀那寺の住持である大瑞を退院、組寺を五十日逼塞の仕置としたのである。

また、一件の中心人物の檀那寺に対しては、「雲晴寺大瑞并組寺同様之もの共」とされ、檀那寺の住持を退院、組寺を五十日逼塞という共通した仕置がなされた。京都の寺院では、みつきの檀那寺が二条川東の法華宗頂妙寺塔中大乗院であり、大乗院と組寺にもこの仕置が言い渡されているのである。

このように、邪宗門一件では、寺院に対して仕置が行われた。評定所一座が仕置の根拠としたのは寺請であり、寺院が発給した寺請状であつたと考えられる。キリシタンの内実が変化しても、キリシタン禁制に寺請状は機能していたのである。したがって、当時の寺請状によくある「当寺檀那ニ紛無之候、若御法度之切支丹宗門杯与申訴人於有之而者、御公儀表江拙寺罷出急度可致申明候」といった文言は、画餅ではなく、有効性を持っていたといえよう。

また、中心人物であつた五人が居住していた町や村に対しても、以下のような仕置が言い渡されている。

前々各格別御制禁之切支丹宗門修候を不存罷在候もの共ニ付、一鉢之取締ニ茂拘り候間、右御定(二三鳥派や不受不施派を居住させた場合)の重、庄屋并町方年寄共役儀取放過料錢五貫文、家主并在方之年寄者役儀取放同三貫文、五人組者同三貫文宛可申付旨被仰渡然哉
二奉存候

評定所一座は、寺院の場合と同様に、禁制としていた三鳥派や不受不施派を居住させた場合を参考にして、キリシタンの居住していた村や町の役人に対して仕置を行ったのである。仕置の根拠となつたのは、宗門人別帳の末尾にみ

られる「切支丹宗門御制禁之儀、累年被為 仰出無懈怠吟味仕候得共、今度も弥々相改手形差上候様被為 仰付候故、町内家持借屋ニ至迄、寺請状取置之下人等迄人別相改宗門少も疑敷者無御座候、自然不審之儀御座候ハ、早速御訴可申上候、則町内手形之写帳面ニ記之差上申候」といった文言であろう。つまり、宗門人別帳は、町に居住するすべての住民に対して、寺請状を確認した上で、作成されていることが謳われているのである。したがって、前述したような宗門人別帳の文言は、寺請状と同様に、まったくの画餅ではなかつたのである。

さいごに、京都という都市全体に与えた影響ついでみておきたい。町触には、仕置が言い渡された翌月、文政十三年正月に次のような触を布達している。

切支丹宗門之儀、従先前雖為御禁制今度於上方筋右宗門之由ニて異法行ひ候者有之、即被処嚴科候処者、右宗門之儀弥可遂御穿鑿之条、銘々無油断相改、自然疑敷者有之者、早々其筋へ可申出、品ニ寄御褒美被下、其者各仇をなさゝる様ニ可被仰付候、若見聞及ひながら隠し置、他所各頭わるに於ハ、其所之者迄も罪科ニ可被行候

右之趣向々江寄々可被達候

十二月

右御書附從江戸到来候条、洛中洛外へ不洩様可相触者也

（右ノ一ノホカ）
寅十二月

この触は、老中水野忠成の「宗門之儀別而入念相改候様、面々江相達候方ニも可有之哉、左候ハ、達振等取調可被申聞候事⁴⁴」という指示を受けて出された江戸触であつて、京都において独自に布達されたものではなく、京都町奉行による触は、管見の限り見当たらない。したがつて、邪宗門一件の後も、従来の方策のまま維持されたのである。

邪宗門一件を検討すると、たしかに寺請状と宗門帳による「寺檀関係」はキリシタン禁制の仕置の点では機能していたが、露顕させることはできなかった。キリシタン禁制は近世期を通して維持されたが、これ以降の「キリシタン」のイメージは、邪宗門一件のそれであつたと指摘されている。⁴⁵キリシタンの存在自体が変化する中においても、権力（町奉行所）は寺請状と宗門帳によつてキリシタン禁制を維持し続けたのである。

II 寺檀関係の実態的側面

1 近世京都と宗門人別帳

つぎに寺檀関係の実態的側面について考察する。「寺檀関係」の内実であつた宗門人別帳を史料とした研究は、町や村などの規模や年齢構成、構成員の身分など、その内部構造を明らかにしてきた。近年さかんな歴史人口学においても、一定期間における人口推移や出稼ぎにおける都市と村落との間の関係性が言及されている。⁴⁶また、歴史人口学と関連して家族史研究では、世帯の構成や規模、民衆個人の寿命や結婚・離婚・出産、家督相続・隠居の時期などが具体的に解明され、⁴⁷民衆の生活の実態が明らかになつていく。その成果は、都市史や村落史、社会史においても、積極的に活用されている。⁴⁸

京都に関して言えば、町における住民の人数や世帯数、年齢構成といった「静」的側面を具体的に解明するとともに、一定期間の宗門人別帳を使用することにより、住民の居住年数など「動」的側面を明らかにしてきた。⁴⁹また、商業史の分野においても、様々な規模の商家において、奉公人の出身地や奉公年数、奉公の開始・終了年齢の解明に成

果をもたらししている。⁵⁰

しかし、宗門人別帳が寺檀関係を記した史料であるにもかかわらず、宗教の側面に注目した研究はあまりない。宗門帳から、京都における寺檀関係を言及したものは、奉公に際して、宗旨ネットワークが果たした役割について論じたものや、京都への移動に際して、それまでの居住地における宗旨のネットワークの役割を論じた研究⁵²が確認できる。だが、それらはいずれも近世固有の寺檀関係を前提したものとは言い難い。

さて、その宗門人別帳が、天保十四年（一八四三）から、いわゆる「人返し之法」の影響を受けて、内容が詳細化されることとなった。「人返し之法」は、幕府が人別改を強化して、膨張した江戸の人口を減らすと同時に、荒廃した農村人口を回復させることを目指したものであると一般的に理解されている。⁵³ まさしく、天保改革期の都市政策が、たんに都市を対象にしたものではなく、同時に農村対策でもあったことを示すものである。

京都は、近くに大坂という大都市が存在するとともに、欠落農民に提供する後背地が欠如しており、江戸ほど緊迫した人口問題を有していなかったという。⁵⁴ しかし、老中水

野忠邦は「京大坂を始、万事江戸之法度ニ応し処置可致者勿論之事ニ候処、（中略）京大坂其外遠国奉行所ニ而循行すへき事」⁵⁵ という方針を推し進めたのである。つまり、幕府は江戸における町触を他の直轄都市においても実施することを求めていたとされている。⁵⁶

このようにして、「人返し之法」は京都においても実施されることになったのである。それが天保十四年五月に布達された「在方人別改方等之義ニ付、今般江戸表合被遣候御書付之趣為触知置候付、向後於市中も取締方左之通可相心得候」という九箇条からなる江戸触⁵⁷である。なお、京都町奉行田村伊勢守はこの触の内容の一部に疑問があったらしく、江戸町奉行鳥居・阿部兩名に対して、問合せを行っている。その中に「洛中洛外江触達之儀備前守殿江相伺候処、伺之通被仰渡候付、触書差出申候」とあることから、この触が所司代牧野備前守に相談して布達されたものであることは間違いないだろう。

つぎに、この江戸触の宗門人別帳に関する条文について検討してみよう。第四条には次のようにある。⁵⁹

一 市中人別改之義、家持借屋もの共家族召仕同居之ものニ至迄、生国菩提所年附等迄巨細ニ相記、年寄共

方へ差出、尚卷人別年寄方江呼寄、判元見届、人別帳江調印為致、年々九月二両役所へ一ト通りつ、差出し、町分ニも一ト通りつ、扣ニ取置可申候

但、町分江取置候人別帳江者、町役人共申合、改後之存亡、嫁娶之増減ハ勿論、同居人之出入等迄委細ニ留置、判形相改候者有之候ハ、其段断書致し、調印為致置、不時ニ奉行所より尋有之候節、聊差支無之様可致候

宗門帳を作成するための人別改では、家持・借屋から同居人などまで生国・檀那寺・年齢などを詳細に記して、年寄へ報告させた上で調印させること、それを九月に両町奉行所へ提出し、町にも控えを一冊置いておくことを指示している。提出後も婚姻などによる増減や同居人の出入りを記録し、奉行所からの問合せに対応できるようにも命じている。

続く第五条・六条は、以下のようにある。⁶⁰

一年々二月ニ至り、前年九月差出置候人別帳持場之雑色町代を以、町役人共江下ケ遣候間、増減共断書い
たし可差出候

一向後九月人別帳差出候得共、奉行所ニ而前年之人別

帳江突合、年附印形等迄取調候間、少も油断致間敷候

九月に提出された宗門帳は、翌年二月に雑色・町代を通して返却され、増減などを記入して、再度提出させている。また提出された宗門帳は、前年のものと年齢や印形について、照合することが謳われているのである。

この触書によって、宗門人別帳は、生国や檀那寺、年齢が記された詳細なものが、作成されることになったのである。本章では、天保十四年から、政治都市化されはじめる安政三年までの宗門人別帳を史料として、民衆の居住地「移動」に注目して寺檀関係の実態的側面にアプローチしてみたい。

2 京都への居住地移動と寺檀関係

天保十四年から安政三年までの一四年間の京都において、管見の限りでは、二〇町、一二六冊の宗門人別帳を認することができる。⁶¹二〇町の概略をここで述べることは、紙幅の関係から不可能であり、それぞれの都市内部における「位置」や「格式」、人口や世帯数などの「規模」については、表1に示した。所在地だけをみても、都市の中心

表1 宗門人別帳の町一覽

	町名	所在地	位置		格式	規模			その他	
			惣町	町組		人口	世帯数	軒役	町代	史料残存
①	築山上半町	室町今出川上ル	上古京	上立売親九町組	親町	80人	20世帯	28軒役	梅村	2年
②	筋違橋町	大宮盧山寺上ル二丁目	上古京	上西陣組	古町	270人	80世帯	58軒役	早川	7年
③	花車町	千本寺之内下ル	上古京	上西陣組	古町	240人	60世帯	40軒役	早川	5年
④	姥ヶ榎木町	千本一丁半東五辻上ル	上古京	上西陣組	古町	200人	30世帯	31軒役	早川	1年
⑤	草堂町	元誓願寺浄福寺西入二丁目	上古京	下西陣組	古町	60人	10世帯	16軒役	小久保	2年
⑥	松植町	中御靈裏	上古京	上立売親九町組	隨身町	40人	10世帯	4軒役	梅村	3年
⑦	塩屋町	河原町蛸薬師下ル	上古京	下中筋組	差配町	200人	60世帯	21軒役	山内	8年
⑧	蛸薬師町	室町押小路上ル	下古京	上長組	古町	300人	40世帯	60軒役	山中	11年
⑨	衣棚北町	三条新町東入北側	下古京	上長組	古町	100人	10世帯	16軒役	山中	14年
⑩	衣棚南町	三条新町東入南側	下古京	上長組	古町	100人	20世帯	17軒役	山中	12年
⑪	町頭南町	新町三条上ル	下古京	上長組	古町	120人	20世帯	28軒役	山中	5年
⑫	燈籠町	東洞院松原上ル	下古京	巽九町組	古町	280人	80世帯	50軒役	石垣	6年
⑬	草柳町	四条新町西入	下古京	川西十六町組	古町	200人	50世帯	42軒役	田内	9年
⑭	太子山町	油小路仏小路下ル	下古京	川西九町組	古町	300人	70世帯	46軒役	竹内	2年
⑮	西門前町	大宮松原下ル東側	下古京	川西九町組	喜吉組支配 新之町	170人	50世帯	34軒役	田内	11年
⑯	吉水町	不明門松原下ル	下古京	川西九町組	樋口町支配 新之町	190人	40世帯	31軒役	田内	2年
⑰	大黒町	室町五条下ル	下古京	川西九町組	東古西町支 配新之町	200人	40世帯	31軒役	田内	1年
⑱	西堂町	小川三条上ル	下古京	南良組	新之町	100人	20世帯	28軒役	奥田	14年
⑲	西上之町	御前仁和寺街道下ル	洛外町統き	雑色五十嵐方内	新之町	150人	50世帯	37軒役		3年
⑳	志水町	西九条境内	洛外町統き	雑色松村方内		50人	20世帯	10軒役		8年

【京都府域関係古文書所在情報の一整理 近世領主並びに近世村町別閲覧可能関連文書一覽 - 京都編 (洛中洛外町縁等) -】 【資料館紀要】
 31、2003年）、【京都市の地名】（【日本歴史地名大系】27、平凡社、1979年）から作成。

に位置する町だけでなく、周縁部に位置する町の宗門人別帳も現存しているのである。

さて、幕府や藩において作成された先例集・問答書によると、幕府の離檀・寺替えの認識は一定していた。それは、「離檀改宗等之儀者容易難成筋二候得共、寺檀納得之上、無拠寺細有之、外二差支候儀も無之候者、被承届候而も不苦筋と存候」といったものであった。これらを充たすものが、①住職や他の信者との感情的なもつれ、②国替や縁付による移動、③檀那寺住職の受刑による権力側から強制、④檀那寺の廃絶、⑤祈祷へのことよせ、であるとされている。⁶³ このうち、国替または縁付による寺替えがもつとも容易に認められ、かつ多数を占めていたと考えられる。⁶⁴ 縁付による寺替えは、相手の檀那寺の檀那になることが前提であり、寺檀関係に自由な選択の余地はない。しかし、国替による寺替えは、新たな居住地で、いずれかの寺院の檀那になればよく、そこに民衆や寺院の意思がはたらく可能性を有するのである。

文久三年（一八六三）刊の『花洛羽津根』⁶⁵や明治十六年（一八八三）『寺院明細帳』⁶⁶から、京都における宗旨ごとの寺院数を表2にまとめた。どちらの表からも、数の多少は

あれ、京都にはすべての宗旨の寺院が存在していたことが確認できる。したがって、新たな檀那寺の選択にあたって、彼らは宗旨や本末関係を替えることも、替えないことも可能だったのである。これらの宗門人別帳では、他国から京都への家持・借屋人の

表2

—①「花洛羽津根」にみる京都の寺院数

宗旨	寺院数	割合
浄土宗	483	26.9%
浄土真宗	228	12.7%
日蓮宗	421	23.5%
天台宗	71	4.0%
真言宗	146	8.1%
禅宗	378	21.1%
時宗	66	3.7%
合計	1793	100%

—②「寺院明細帳」にみる京都の寺院数

宗旨	寺院数	割合
浄土宗	498	32.8%
浄土真宗	274	18.1%
日蓮宗	219	14.4%
天台宗	70	4.6%
真言宗	102	6.7%
禅宗	328	21.6%
時宗	25	1.6%
合計	1517	100%

(ほかに法相宗1)

宅替者は、三六三人が確認できる。寺檀関係が散り懸かり的で遠方の者も含まれているとされているが、一人を除いて、すべての宅替者が当国（山城国）に檀那寺を持つており、他国出身者は宅替に際して寺替えを行っていたのである。⁶⁶しかし、奉公人や手代、小者、下男・下女は、生国における寺檀関係をそのまま維持している場合も多数みられ、寺替えが必ずしも行われなかったようである。寺替えを行った者（離檀経験者）について、宗門人別帳には変更前の檀那寺も記載されており、その寺替えの具体的様相を窺い知ることができるのである。⁷⁰

当該期における他国出身者のうち、寺替えにともなつて宗旨も替えた者は、一三八人（三八・四％）である。また、生国の檀那寺の本末関係が不明な者が二人おり、それを除くと、寺替えに際して本末替えをともなつていた者が二人おり、五九・一％は本末関係が替わっていたのである。つまり、京都への宅替における寺替えで、宗旨替えを行うことは珍しいことではなかった。またその際に檀那寺の本末関係が変更されることは普通にみられることであつた。

もう少し微視的な分析を行うと、近世京都を簡略に一般化すれば、惣町―町組―個別町という都市構造であつた。

惣町のうち、上古京と下古京はそれぞれ「大仲」という団体を結成していた自治の最高単位であつた。⁷¹二〇町のうち洛外町続きの二町を除くと、七町が上古京に、一町が下古京に属していた。上古京の宅替者は一一八人で、宗旨替えを行った者が四一人（三四・七％）、本末替えを行った者が六八人（五八・一％）である。一方、下古京の宅替者は二一人で、宗旨替えを行った者が八六人（四〇・八％）、本末替えを行った者が一二五人（五九・五％）である。宅替者は下古京が多く、宗旨替えを行った者も下古京に多い。だが、それは大きな差ではなく、本末替えに至つては、ほぼ同じ比率である。宗旨替えも本末替えもいずれの地域の宅替者にもみられたのである。

つぎに、町組という単位ではどうか。町組は触の伝達や恒例・臨時の入用の徴収などを行つていた。⁷²洛内の一八町は、一一の町組にそれぞれ属している。ここでは、筋違橋町・花車町・姥ヶ榎木町が属する上西陣組、蛸薬師町・衣棚北町・衣棚南町・町頭南町が属する上良組、西門前町・吉水町・大黒町が属した川西九町組についてみよう。上西陣組には五一人の宅替者がいて、宗旨替えを行った者が一三人（二五・五％）、本末替えを行った者は二七人（五

四・〇％)である。上良組では、宅替者三九人中、宗旨替えを行った者は一八人(四六・二％)、本末替えを行った者は二六人(六一・五％)、川西九町組は宅替者六四人で、宗旨替え二五人(三九・一％)、本末替え三六人(五六・三％)であった。上西陣組における宗旨替え経験者の比率は大きく下回っているが、それ以外の値は全体の値と大差がない。宗旨替えの有無は、町組の位置による影響が考えられるが、本末替えはいずれの町組の宅替者にもみられることであると考えられる。

さいごに個別町を単位として、宗旨替え・本末替えについて検討する。一五人以上の他国からの宅替者が確認できる町に限定してみても、一五人の宅替者がいた西堂町では、九人(六〇・〇％)が宗旨替えを行い、一人(七三・三％)が本末替えを行っていたのである。洛外町続きの上之町でも、一七人の宅替者のうち、宗旨替えは八人(四七・一％)であるが、本末替えは一四人(八二・四％)も行っていたのである。一方、三二人の宅替者がいる筋違橋町では、宗旨替えは五人(一五・六％)、本末替えも一四人(四五・二％)しか行っていない。また蛸薬師町では、宅替者一五人中、宗旨替えは三人(二〇・〇％)、本末替えは六人(四〇・〇％)

にとどまっている。個別町を単位とすると、他国からの宅替者が宗旨替え・本末替えを行う町と、行わない町の差が顕著にみられるのである。

このように、居住地の移動に際しての檀那寺の変更で、比率の高低さえあれ、宗旨替えや本末替えは京都のいずれの町でもみられ、都市全体では珍しいことではない。これらの数値には、どのような歴史的意義があるのであろうか。民衆(檀那)側の視点に立つと、寺檀関係に祖先祭祀の機能があるとすれば、宅替後の檀那寺の選択に、「宗旨」が大きな意味を持つのである。寺檀関係にこのような信仰があれば、民衆は檀那寺を変更したとしても、同一の宗旨を選択すると考えられる。しかし、三分一を越す三八・四％が宗旨替えを行っていた。もはや、寺檀関係が必ずしも祖先祭祀の信仰をともなっていたものであったとは考えられないのである。

一方、寺院側の視点に立つと、寺檀関係が、おもに経済的理由において、教団の本末関係を下支えるものであれば、寺替えを本末関係で処理しようとする動きを想定することが可能である。本末替えが六割近くに及ぶことから、教団の本末関係は、国を越えた宅替を処理することができ

なかつた、あるいは処理する意思がなかつたと考えられるのである。

3 都市内における居住地移動と寺檀関係

前節では、国を越えた居住地の移動と寺檀関係について、その実態の分析を行ってきたが、都市内部における居住地の移動は寺檀関係にどのような影響を与えたのであろうか。

天明六年（一七八六）から慶応三年（一八六六）までの衣棚北町・南町の八二年分の宗門人別帳によると、家持は定着性が強く、借屋人は短期間に宅替し、流動性が強かつた。借屋人は、五年以内に七五・六%がその町から転出し、家数にして年平均四軒、町の約一三%が転出していったという。しかし家持であつても、まったく宅替を行わなかつたわけではなく、五〇年以上この町に居住し続けたのは一五%前後（北町一八・二%、南町一四・八%）に過ぎなかつたとされている。⁷⁴

上京の橋西二丁目において、住民の宅替は借屋人層ばかりでなく、家持層にもかなりみられることが指摘されている。⁷⁵ また、洛外町続きの志水町においても、天明三年（一

七八三）から明治元年（一八六八）の宗門人別帳から、町に居住する全世帯の九・〇%が毎年転出していとされている。借屋人の約四割が一年で宅替し、平均居住年数は三・二年であるという。⁷⁶

つまり京都是、江戸時代を通して、安定的で人口の流動も少なく一見穏やかに見えるが、都市内部における流動は非常に活発であつた。それは借屋人のみならず、家持層といえども安定性はなく、都市内部で宅替を行つていたということである。そこで本節では、都市内部における居住地移動と寺檀関係について検討してみたい。

都市内部で宅替を行うにあつて、家屋敷を買得する場合、町による買得人の調査が行われたのち、売券状への町役の加判と、町中への買請証文と寺請状の提出が必要であつたという。また借屋の場合、借屋人自身による借屋証文に加えて、町中へ引取証文・人別送状・寺請状の四つの証文を提出しなければならなかつた。⁷⁷ 当然のことながら、寺請状は宅替前の檀那寺から発給されるものであるから、そこから宅替前の寺檀関係を読み取ることが可能である。

そして、宅替後は「例年宗門人別改之義七月下旬二半紙帳ヲ拵、昨年之下書相添箱入町内東分家別ニ廻シ銘々書記

させ、下書揃候ハ、年寄方ニ而得と調、下町代長兵衛方ニ而認めさせ可申候、右本紙出来致候ハ、下書ト読聞合せ町内一統印形取役印仕置事⁷⁶⁾というような過程を経て、その町の宗門人別帳に記載されるようになるので、宗門帳から宅替後の寺檀関係が明らかになる。このように寺請状と宗門人別帳の檀那寺を対照することによって、民衆の都市内の宅替にともなう寺檀関係について分析することができるのである。

寺請状と宗門人別帳が対照できる都市内の宅替者は、わずか七町の七二人に過ぎない。宅替を行った七二人のすべてが、宗旨替えや本末替えはおろか、寺替えすらみられないのである。都市内部における宅替は、寺檀関係に影響を与えることがなかったのである。つぎに、都市内部において宅替を行った者の宗旨についてみると、浄土宗が三二人（四四・四％）、門徒が三〇人（四一・六％）、日蓮宗が七人（九・七％）、禅宗四人（五・六％）と町の宗旨分布に比べて浄土宗と門徒が多いが、宅替を行ったのが特定の宗旨の者に限定されていないことがわかる。

また、都市内の宅替者の中に、他国出身者が八人も含まれていることから、京都への宅替後に、都市内部でまた宅

替を行っていたのである。だが、京都において一度結ばれた寺檀関係は、都市内部で宅替が行われたとしても、その関係は変化することはなかった。京都に暮らす者にとつて、宗旨や檀那寺は「先祖がひとたび決めれば、この変動は容易でな⁷⁷⁾」いほど強いものであった。たとえ、民衆が京都の中で宅替が繰り返されたとしても、寺檀関係に影響を及ぼすことはなかったのである。

同じ居住地の「移動」であっても、前節で明らかにした国を越えた宅替と、本節で明らかにした都市内部における宅替では、寺檀関係の様相が大きく異なっている。国を越えた宅替では、寺替えをともなっており、寺檀関係は緩やかで、自由な様相を見て取ることができた。しかし、寺院の影響が及ぶ範囲であれば、一度築かれた寺檀関係は、変更されることはなかった。近世後期における寺檀関係は、都市であっても強固な関係であったといえる。

おわりに

近世京都において、町触からみる「寺檀関係」には、権力（町奉行所）の主体性積極性を見出すことはできなかつ

た。権力にとつて、宗門帳が毎年提出されることが重要なのであつて、提出に関する実務は慣習化していたといえよう。また民衆と町との関係構築の際に寺請状がやりとりされることで、キリシタン禁制の政策を維持していたが、寺請状によるキリシタン禁制の効果については、未知数と言わざるを得ない。

しかし、ひとたびキリシタンが出現すれば、「寺檀関係」は機能していた。だが、それは露頭させるまでには至らず、仕置という限定的な機能であつた。したがつて、宗門帳と寺請状による「寺檀関係」は、キリシタンを取り締まる政策の実効性よりも、「キリシタン禁制」という規範や秩序といったものとして認識されていたのではないだろうか。これこそが、権力の認識していた「寺檀関係」の内実だったのである。

天保の改革の影響から、京都においても、詳細な宗門人別帳が作成されることになり、そこから寺檀関係の実態的側面を読み取ることができるといえる。民衆（檀那）の居住地の「移動」であつても、国を越えた宅替と都市内部における宅替では、その様相が大きく異なつていた。国を越えた宅替では、寺替えをともなつており、その際に民衆は三分一以上

が宗旨を替えていた。寺檀関係が必ずしも祖先祭祀などの信仰をともなつていたとは考えられず、信仰が充たされなない民衆にとつては、宅替が宗旨を替える絶好の機会だったのである。ここに民衆の寺檀関係観の一端を垣間見ることができるといえる。

また本末替えが六割近くに及ぶことから、寺替えは本末関係のなかで完結していなかつた。教団の本末関係は、国を越えた宅替を処理することができなかつたのか、あるいは処理する意思がなかつたと考えられるのである。ゆえに、国を越えた宅替において、寺檀関係は緩やかで、自由なものであつたのである。

一方、民衆が都市内部で宅替を繰り返しても、寺替えが行われることはなかつた。つまり、寺院の影響が及ぶ範囲であれば、一度築かれた寺檀関係が変更されることはなかつたのである。流動性の低い村落であれ、京都のような流動性の高い都市であれ、寺檀関係に共通したものと考えられる。そして、これこそが、寺院が考える寺檀関係観であるといえよう。

さいごに、残された課題について触れておきたい。まず第一に、寺替えの具体的様相を明らかにすることである。

国を越えた居住地の移動において、民衆が寺替えを行ったことは小稿で明らかにしたが、それが居住地移動のどのような過程の中で、新たな檀那寺を決定するのかという点である。宅替者の多くは、京都においては借屋人であった。借屋人になるには、町に対して四通の証文を提出せねばならなかったことは前述した。このうち借屋請状について、近世後期になると、いくつかの町の請状で同一人物が確認されており、請人の專業化については、すでに指摘されている。⁸⁰借屋の請人專業化と宅替者の新たな寺檀関係構築の關係について、検討する必要がある。京都における寺檀關係は、町の家持・借屋人がほぼ全員異なる檀那寺であることが多く、都市内部で錯綜したものであるが、それがより明確になるであろう。

第二に、京都における寺檀關係の内実を明らかにすることである。当国生まれの者であっても、他国からの宅替者であっても、また一つの町に居住し続ける者であっても、京都の内部で宅替を繰り返す者であっても、京都に居住する限り、寺院と檀那の關係は維持され、変更されることはなかった。民衆が京都で生活する中で、葬儀や年忌法要の執行など、寺院との關係を必要とする局面が生じていたこ

とは、容易に推察できる。しかし、それが具体的にどのような關係であったのかについては、小稿で言及できなかった。また、民衆が講などの組織を結成し、寺院との關係を築いていたという指摘もある。⁸²このような關係が宗判寺檀關係に帰結できる組織であるのか、また都市における多様な信仰を充たすものであるのか、宗教の側面に限定することなく検討することが必要であるが、後考を期したい。

註

- (1) 辻善之助『日本佛教史』近世篇一―四(岩波書店、一九五二―五五年)。
- (2) 藤井學『江戸幕府の宗教統制』(『日本歴史』近世3、岩波書店、一九六三年)。
- (3) 竹田聰洲『近世社会と仏教』(『日本歴史』近世1、岩波書店、一九七五年)。
- (4) 圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』(評論社、一九七一年)、同『日本仏教史 近世』(吉川弘文館、一九八七年)。
- (5) 代表的なものとして、児玉識『近世真宗の展開過程』(吉川弘文館、一九七六年)、同『近世真宗と地域社会』(法藏館、二〇〇五年)、奈倉哲三『真宗信仰の思想史的研究』(校倉書房、一九九〇年)、有元正雄『真宗の宗教社会史』(吉川弘文館、一九九五年)、同『近世日本の宗教社会史』(吉川

弘文館、二〇〇二年）が挙げられる。

(6) 澤博勝『近世の宗教組織と地域社会』吉川弘文館、一九九

九年)、同『近世宗教社会論』(吉川弘文館、二〇〇八年)。

また朴澤直秀(『幕藩権力と寺檀制度』吉川弘文館、二〇〇

四年)や引野亨輔『近世宗教世界における普遍と特殊』(法

藏館、二〇〇七年)も地域における宗教の視角からの研究

が行われている。

(7) 脇田修ほか編『身分的周縁』(部落問題研究所、一九九四

年)、高埜利彦編『民間に生きたる宗教者』(『近世の身分的周

縁』1、吉川弘文館、二〇〇〇年)、吉田伸之編『寺社をさ

さえる人びと』(『身分的周縁と近世社会』6、吉川弘文館、

二〇〇七年)など。

(8) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会、

一九八九年)第三章・補説二、圭室文雄『葬式と檀家』(吉

川弘文館、一九九九年)など。

(9) 朴澤直秀『前掲書』二九三頁。

(10) 幡鎌一弘『明治初年の宗教の世俗化をめぐる』(『天理大

学学報』一八三、一九九六年)二三―二四頁。

(11) 『京都の歴史』六(学芸書林、一九七三年)三七―九頁。

(12) 鎌田道隆『京 花の田舎』(柳原書店、一九七七年)四七頁。

(13) 井上勲『開国と幕末の動乱』(『日本の時代史』22、吉川弘文館、

二〇〇四年)四九―五一頁。

(14) 『京都の歴史』七(学芸書林、一九七四年)五二頁、鎌田道隆『近

世京都の都市と民衆』(思文閣出版、二〇〇〇年)三五―四頁。

(15) 『京都町触集成』一―一三七四(以下『町触』と略す、岩波書店、

一九八三―八九年)。

(16) 大野瑞男『宗門人別改帳』(『国史大辞典』七、吉川弘文館、

一九八六年)項目。

(17) 『町触』七一―四五〇。

(18) 『町触』七一―四五七。

(19) 『町触』八一―〇八六。

(20) 安国良一『町奉行所の役人』(『京都町触の研究』、岩波書店、

一九九六年)一七―二頁。

(21) 藤井讓治氏は、京都における「触」を作成主体から、①江戸(老

中)②町奉行(所司代)③町代④町・町組の役人たちの四

つに分類されている。(藤井「幕府法令の伝達と都市」(『歴

史公論』五五、一九七八年)

(22) 『番日記』延享元年七月二日条(『古久保家文書』、京都府

立総合資料館架蔵写真帳)。

(23) 『同前』宝暦五年七月二九日条。

(24) このことは、塚本明『町代』(前掲註20)に詳しく述べられ

ている。

(25) 『町触』三一―一九〇五。

(26) 『町触』一〇―一一八。

(27) 『町触』五一―一四五五。

(28) 『町触』五一―一六二七。

(29) 幸田成友『大塩平八郎』(中央公論社、一九七七年、初出は

一九一〇年)など。また事件の概要は、大橋幸泰「史料紹

介「大坂切支丹一件」〔研究 キリシタン学〕四、二〇〇一年）
解題によった。

- (30) 幸田「前掲書」、宮城公子『大塩平八郎』（ベリかん社、二〇〇五年）、山根智代美「キリシタン禁制史における京坂切支丹一件の意義」（『大塩研究』一九、一九八五年）、藤原有和「大塩平八郎と「邪宗門一件」」（『関西大学人権問題研究室紀要』一三、一九八六年）。
- (31) 海老沢有道「維新変革期とキリスト教」（新生社、一九六八年）。
- (32) 安丸良夫「近代化」の思想と民俗」（『日本民俗文化大系1 風土と文化』小学館、一九八六年）。
- (33) 大橋幸泰「文政期京坂「切支丹」考」（『日本歴史』六六四、二〇〇三年）五四頁。
- (34) 『大坂切支丹一件』（前掲註29）。
- (35) 『浮世の有様』（『日本庶民生活史料集成』十一、三一書房、一九七〇年）六〇頁。
- (36) 幸田「前掲書」一九四頁。
- (37) 藤原「前掲論文」二二〇頁。
- (38) 『邪宗門一件書留』（東京大学史料編纂所収蔵史料）。
- (39) 同前。
- (40) 国生寺「寺請状之事」（『橋西二丁目文書』、京都市歴史資料館架蔵写真帳）。
- (41) 『邪宗門一件書留』。
- (42) 文政十三年「宗門人別帳」（『西堂町文書』、京都府立総合資料館収蔵史料）。
- (43) 『町触』一〇——一一八。
- (44) 『邪宗門一件書留』。
- (45) 大橋幸泰「キリシタン禁制と異端的宗教活動」（『歴史学研究』八〇七、二〇〇五年）八四頁。
- (46) 速水融「歴史人口学の世界」（岩波書店、一九九七年）、同「歴史人口学で見た日本」（文芸春秋、二〇〇一年）など。
- (47) 佐々木潤之介ほか編『日本家族史論集』（吉川弘文館、二〇〇二年）、落合恵美子編『徳川日本のライフコース』（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）など。
- (48) 中埜喜雄「大坂町方宗門人別帳「脇書」記載の研究」（『産大法学』一、一九六七年）、岡田あおい「近世村落社会の家と世帯継承」（知泉書館、二〇〇六年）、森本一彦「宗門人別帳の記載方法に関する一試論」（『生活文化史』三九、二〇〇一年）など。
- (49) 秋山國三・仲村研「京都「町」の研究」（法政大学出版社、一九七五年）、速水融「京都町方の宗門改帳」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五十五年度、一九八一年）、浜野潔「近世京都・借屋人の移動について」（『経済学部論集』八一、一九九八年）など。
- (50) 西坂靖「三井越後屋奉公人の研究」（東京大学出版会、二〇〇六年）第三章、杉森哲也「下職」（吉田伸之編『日本の近世』9（中央公論社、一九九二年））など。
- (51) 中野卓「商家同族団の研究」（未来社、一九八一年）第六章。
- (52) NAGATA Mary, 'Family Strategies in Stem Family Business-

ses in Early Modern Kyoto, Japan', "Living in the City", Roma,

Italy, 1999) 浜野潔「近世京都における人口移動と寺檀関係」

『経済学部論集』二二―二、二〇〇二年。

(53) 藤田寛「人返し之法」(『国史大辞典』一一、吉川弘文館、

一九九〇年) 項目、「天保の改革」(吉川弘文館、一九九六年)。

(54) 橋爪修「近世京都における共同体の動向」(『立命館文学』

三八四・三八五、一九七七年) 一四三頁。

(55) 「天保撰要類集」被仰出御書付之部(『旧幕府引継書』(国立

国会図書館収蔵史料)。

(56) 坂本忠久「都市の「触」より見た天保改革の特質」(『天保

改革の法と政策』創文社、一九九七年)。

(57) 『町触』一一―七五〇。

(58) 「天保撰要類集」人別之部中(前掲註55)。

(59) 『町触』一一―七五〇。

(60) 『同前』。

(61) 宗門人別帳は、「草棚町文書」・「塩屋町文書」・「西堂町文書」・

「西門前町文書」・「町頭南町文書」・「三条衣棚町文書」(以上、

京都府立総合資料館収蔵史料)、「筋違橋町文書」・「姥ヶ榎

木町文書」・「草堂町文書」・「大塚隆氏所蔵文書」・「松植町

文書」・「花車町文書」・「築山北半町文書」・「蛸薬師町文書」・

「志水町文書」・「燈籠町文書」・「太子山町文書」・「田中家文

書」・「吉水町文書」(以上、京都市歴史資料館架蔵写真帳)

によった。

(62) 『諸家秘聞集』(『諸例撰要・諸家秘聞集』創文社、一九九九年)

一八八。

(63) 北西弘「幕藩制下の仏教」(『国史論集』赤松俊秀教授退官

記念事業会、一九七二年) 九〇六頁。

(64) 元文年間の寺院における寺檀関係の認識を示した『宗門寺

檀那請合縁』(『東京大学史料編纂所収蔵史料』)にも「国替縁

付等之類者可為格別」とある。

(65) 『新撰 京都叢書』二(臨川書店、一九八六年)。

(66) 『京都の歴史』五(学芸書林、一九七二年) 九三頁。

(67) 小稿で対象とした時期の宗門人別帳では、居住地の移動を「宅

替(宅かへ)」または「引越」と表現されている。小稿では、

居住地の移動を宅替とし、居住地移動した者を宅替者とし

た。

(68) 村井早苗『キリシタン禁制と民衆の宗教』(山川出版社、二

〇〇二年) 五八頁、奈倉哲三『幕末民衆文化異聞』(吉川弘

文館、一九九九年) 六三―六四頁など。

(69) 燈籠町の近江屋与助は、京都における檀那寺が確認できな

かった。

(70) 世帯中の妻や母は、いつの段階で寺替えを行ったか判断で

きないので、小稿では世帯主に限定した。

(71) 秋山國三『近世京都町組発達史』(法政大学出版会、一九八

〇年、初出は一九四四年) 三一六頁。

(72) 『同前』三〇四頁。

(73) 当時の民衆が、どの程度宗旨・宗派について認識していた

のか不明であるので、小稿では宗門人別帳にある宗旨の単

位で検討した。

- (74) 秋山・仲村『前掲書』二九三～二九四頁。
- (75) 浜野『前掲註49論文』二二八～三三頁。
- (76) 鎌田道隆「上京・橋西二町目の借屋事情」(『京都市史編さん通信』二二二・二二三・二二四、一九七九年)。
- (77) 秋山『前掲書』一七一～一八六頁。
- (78) 衣棚町「町式目之事」(『京都町式目集成』、京都市歴史資料館、一九九九年) 二二五頁。
- (79) 『京都の歴史』五(前掲註66) 八六頁。
- (80) 塚本明「近世中期京都の都市構造の転換」(『史林』七〇―五、一九八七年) 四一頁。
- (81) 一つの町において、六軒以上が同じ檀那寺であった事例は見られなかった。
- (82) 中野卓『前掲書』第四章。
- 〔付記〕 小稿は、平成十九年一月に奈良大学大学院文学研究科へ提出した修士論文の一部を基に、同年十二月に東京大学近世史研究会にて報告した内容を再構成したものです。御指導頂きました鎌田道隆先生はじめ諸先生方と、貴重な御意見を賜りました皆様に感謝申し上げます。